平成２３年（フ）第２７号
熊本県山鹿市山鹿1525番地
債務者　草葉　信子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
静岡市駿河区池田1943番地の56
債務者　竹内　雅子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１８５５号
さいたま市岩槻区大字笹久保新田790番地３
破産者　荒井冨美子
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７５号
さいたま市浦和区仲町１丁目11番２号、旧住所群馬県渋川市赤城町見立407番地
破産者　南雲　文夫（旧姓服部）
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
さいたま市浦和区北浦和１丁目８番13号　ムカサビル202
破産者　小金井康裕
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
さいたま市浦和区北浦和１丁目８番13号　ムカサビル202
破産者　島田　メルセデス　デイシャール
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３００号
東京都大田区仲六郷４丁目15番10号
破産者　佐藤　俊夫
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
埼玉県久喜市鷲宮2504番地１
破産者　大場　眞二
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１６号
埼玉県鴻巣市箕田1417番地１　101号室メゾンソレーユＢ
破産者　前田　利和
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
千葉県八千代市萱田2217番地１、前住所静岡市駿河区大谷3467番地の13
破産者　津川　和夫
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９３９号
大阪市西区南堀江４丁目３番13号　601
破産者　篠宮　勝彦
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４４号
北海道中川郡美深町東１条南１丁目１－９、開始決定時の住所大阪市都島区友渕町１丁目５番８―204号
破産者　湯浅　秀和
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３９号
大阪市北区長柄東２丁目９番77―1512号、開始決定時の住所大阪府大東市北条３丁目９番16号
破産者　武井智奈美（旧姓宮）
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１７号
奈良県香芝市西真美２―23―８　フォレスタ西真美102号室、住民票上の住所奈良県香芝市旭ケ丘１丁目６番地の13
破産者　土田　剛
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２３号
大阪市此花区春日出南１丁目３番20号
破産者　北村　恒
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０９号
大阪府門真市南野口町10番13―612号
破産者　上甲　美伯
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２４号
大阪市東住吉区駒川５丁目19―２　ビラハウス中野305号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区播磨町３丁目６番57号　グリーンコート播磨町Ｃ棟103号
破産者　村上　政信
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９３号
大阪府東大阪市小若江４丁目10番16号
破産者　プレイスポットＵＦＯこと　山﨑　太郎
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部